



令和5年1月27日 第11回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午前11時30分

閉会 午前11時58分

1 出席委員

1番 餌取靖徳	2番 吉川友二	3番 遠國和宏
4番 上妻良一	5番 菊地隆志	6番 宮口孝治
10番 石黒彰	11番 岡元義春	12番 吉村進

2 欠席委員

7番 松田博幸	8番 遠藤勇	9番 人見華代
---------	--------	---------

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸  
総務担当主査 留田篤史  
総務担当主査 餌取秀和

○議事日程

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会期の決定について                                   |
| 日程第 2 | 会議録署名委員の指名について                              |
| 日程第 3 | 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について      |
| 日程第 4 | 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について          |
| 日程第 5 | 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について             |
| 日程第 6 | 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |

# 第11回農業委員会総会

令和5年1月27日

開会 午前11時30分

## (開会)

○議長 ただいまから、令和4年度第11回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、7番松田博幸委員、8番遠藤勇委員、9番人見華代委員が欠席です。

## (会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

## (署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、2番吉川友二委員、3番遠國和宏委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

## (報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について、相続人より通知がありましたので、報告します。

1番を説明します。本件は、長男の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記

載のとおりです。

権利を取得した日は、令和4年8月16日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんを希望しており、地区担当農業委員と協議の上、売買を進める予定です。

次に、2番を説明します。本件は、母親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和元年12月20日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地は賃貸中であり、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

○議長 2番、吉川委員。

○吉川委員 1番の持分18分の3とはどのような意味ですか。

○事務局長 この土地を8人で所有しており、この相続人の持分が18分の3とのことです。

○議長 6番、宮口委員。

○宮口委員 記載されている面積は、持分の面積なのか。

○事務局長 この登記簿上の面積です。

○議長 他に、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

## (議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するものです。土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和4年12月22日であり、土地の引渡期日も令和4年12月22日です。

なお、解約された農地は、地区担当農業委員と協議の上、利用調整を行う予定です。

本件は、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

2番につきましては、上妻良一委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。審議終了後、入室、着席し

て下さい。

暫時、休憩します。

午前 11時 37分 休憩

午前 11時 38分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。それでは、2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。本件は、牧草畑の賃貸借を貸主、借主双方合意により解約するものです。土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和4年12月22日であり、土地の引渡期日も令和4年12月22日です。

なお、解約された農地は、所有者が耕作を予定しています。

本件は、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

ここで、暫時、休憩します。

午前 11時 39分 休憩

午前 11時 40分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第3条の規

定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

1番2番、農地交換のため、一括で説明します。

1番を説明します。譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登1103番ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、116,712㎡の内、畑が54,364㎡、採草放牧地が62,348㎡です。

次に、2番を説明します。譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登1783番1ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑、現況は畑です。

面積につきましては、99,070㎡の内、畑が86,482㎡です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人、譲受人におきましては、所有していた農地の交換を行うものです。

議案調査書のとおり、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。5番、菊地隆志現地調査委員長。

○菊地現地調査委員長 本件は、11月15日、私と遠藤委員、松田委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

○議長 2番、吉川委員。

○吉川委員 1番の譲受人の息子さんが経営者かと思いますが、経営者にするべきではないのですか。

○事務局長 その点、確認しましたが、所有者同士で交換をしたいとのことで、そのようになっています。よって、経営者同士ではないので、農地法第3条での所有権移転としました。

○議長 他に、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

#### (議案第3号)

○議長 「議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和4年度第10号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町新町12番1ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、宅地、雑種地、原野、現況は畑です。

面積につきましては、33,088.20㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、4,800,000円、10アール当たり145,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃借者に売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠藤委員と協議し、両者で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登1161番、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、53,959㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、5,126,000円、10アール当たり95,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出を受け、地域担当農業委員である遠藤委員と協議の上、上土幌町農業委員会が利用調整を行い、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

○議長 2番、吉川委員。

○吉川委員 農地価格が高いような感じがしますが、いかがか。

○事務局長 この土地の周辺は足寄町ですが、すべて上土幌町の方々が所有しています。上土幌町は法人化と規模拡大傾向で、まだまだ農地が不足しており、足寄町と比較して、農地の価格が高い状況にあると思われます。

○議長 他に、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、3番4番を説明します。

局長。

○事務局長 3番4番は、利用権の設定等をする者が同一人であるため、一括で説明します。

3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾3番3ほか8筆、計9筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、宅地、雑種地、現況は畑です。

面積につきましては、48,573.89㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、5,586,000円、10アール当たり115,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

次に、4番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾12番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、15,365㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、1,766,000円、10アール当たり115,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である上妻委員と協議し、令和4年12月16日に利用調整会議を開催し、当事者間で売買の合意に至ったことから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

5番につきましては、岡元義春委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午前 11時 53分 休憩

午前 11時 54分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

それでは、5番を説明します。

局長。

○事務局長 5番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾3番2ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も

畑です。

面積につきましては、6, 727㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、773, 000円、10アール当たり115, 000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である上妻委員と協議し、令和4年12月16日に利用調整会議を開催し、当事者間で売買の合意に至ったことから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

暫時、休憩します。

午前 11時 55分 休憩

午前 11時 56分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、6番を説明します。

局長。

○事務局長 6番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のと

おりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地416番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、16, 168㎡の内、畑が7, 000㎡、採草放牧地が9, 168㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑等を贈与により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から使用者に贈与したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉村委員と協議し、両者で合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この贈与は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、7番8番を説明します。

局長。

○事務局長 7番8番は農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借され、令和4年12月20日を持って期間満了となったため、農用地利用集積計画(賃貸借)を再設定(継続)する案件です。

それぞれの案件の詳細につきましては、議案書のとおりです。

議案調査書のとおり、借受人はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要



件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 7番8番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和4年度第11回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午前 11時 58分 閉会

---

議 長 吉 村 進

---

農業委員 吉 川 友二

---

農業委員 遠 田 和宏

---

